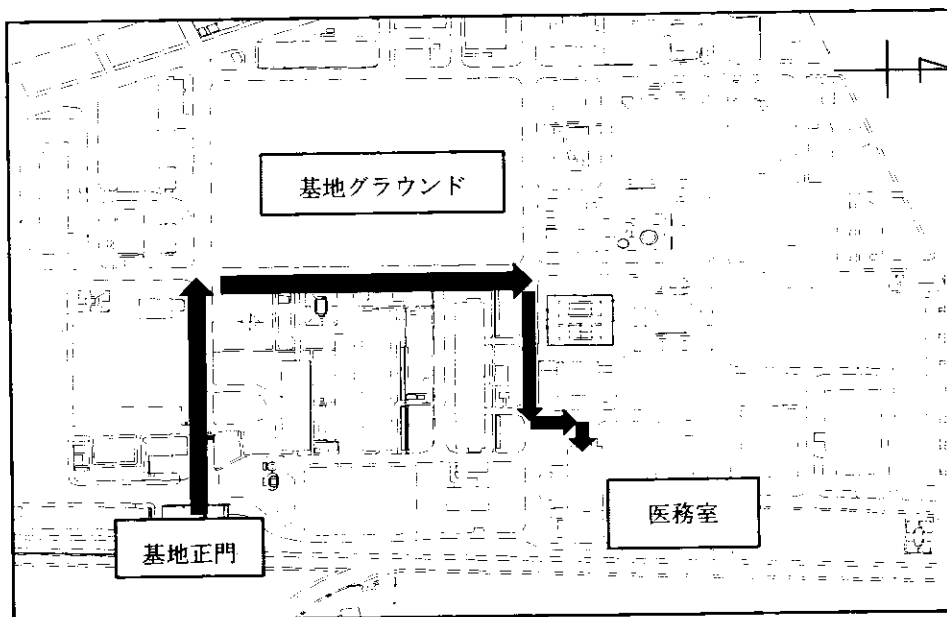


航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号	6525-428-3901-5	仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	X線DRシステム（医務室用） の導入	松基LPS-M65015-1	
		承 認	令和5年 1月18日
		作 成	令和5年 1月17日
		改 正	令和5年 1月24日
		作成部 隊等名	基地業務群 衛生隊
1 総則 1.1 適用範囲 本仕様書は、X線DRシステム（医務室用）の導入について適用する。 1.2 用語の定義 X線DRシステムとは、放射線撮影した画像を受信、解析、送信する装置一式（X線立位撮影台、X線臥位撮影台、X線画像診断システム、X線平面検出器及び操作用コンソール）をいう。 1.3 関連規則等 役務の履行にあたっては、関連文書に定める諸基準に従い行うものとする。 a) 医療法（昭和23年法律第205号） b) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品、医療機器等法」という。）（昭和35年厚労省法律第145号） c) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚労省法律第1号） 1.4 X線DRシステム（医務室用）（官給品）の型式 キヤノンメディカルシステムズ/CXDI-410C Wireless, Extage J-View, CARESTREAM DRYVIEW 5950 Laser Imager 2 役務に関する要求 2.1 履行場所 航空自衛隊松島基地医務室（別図第1） 2.2 履行期限 令和5年3月31日			

件 名		X線DRシステム（医務室用）の導入		
2.3 役務内容				
a) 導入に必要な物品				
導入に必要な物品（官側準備品）は表1のとおり。				
表1－物品（官側準備品）				
	品名	型番等	数量	対象器材名
1	立位グリッド	三田屋/10:1, 180cm, 52本	1枚	X線立位撮影台 AS-MK1 及び CXDI-410C
2	臥位グリッド	三田屋/8:1, 100cm, 52本	1枚	X線臥位撮影台 BK-120M 及び CXDI-410C 用備品
3	X線平面検出器操作用コンソール架台	サンワサプライ/RAC269	1台	
4	通信機器用架台	サンワサプライ/WG-310N	1台	X線DRシステム（医務室用）用備品
また、導入に必要な物品（契約相手側準備品）は表2のとおり（又は同等品以上のもの（他社製品を含む。））。				
表2－物品（契約相手側準備品）				
	品名	型番等	数量	対象器材名
	FPD 取付キット	島津/FPD KIT BK	1台	X線臥位撮影台 BK-120M 及び CXDI-410C 用備品
b) X線立位撮影台の移設（別図第2 ①）				
X線立位撮影台を同X線撮影室内の官が指定する場所へ移設し、アンカーで固定する。固定具については、契約相手側が準備するものとする。				
c) X線立位撮影台に関する作業（別図第2 ①）				
1) 立位グリッド（三田屋/10:1, 180cm, 52本）をX線立位撮影台に組み込み、正常に撮影できるように調整する。				
2) 1)の後、撮影時に既設ホトタイマが正常に動作するよう調整する。				
3) 既存X線撮影装置（島津/RAD speed pro）との連動接続作業を行う。				
d) X線臥位撮影台に関する作業（別図第2 ②）				
1) FPD取付キット（島津/FPD KIT BK）を取り付け、正常に動作するよう調整する。				
2) X線臥位撮影台の撮影時揺動動作を停止する。				
3) 臥位グリッド（三田屋/8:1, 100cm, 52本）を組み込み、正常に撮影できるように調整する。				
4) 撮影時に既設ホトタイマが正常に動作するよう調整する。				
5) 既存X線撮影装置（島津/RAD speed pro）との連動接続作業を行う。				
e) 既存X線画像データの移行（別図第2 ③）				
既設X線画像診断システム（パナソニック：Plissimo）内の画像データ（2013年4月以降の検査画像約14,000件）を新設X線DRシステム（医務室用）へ移行する。				

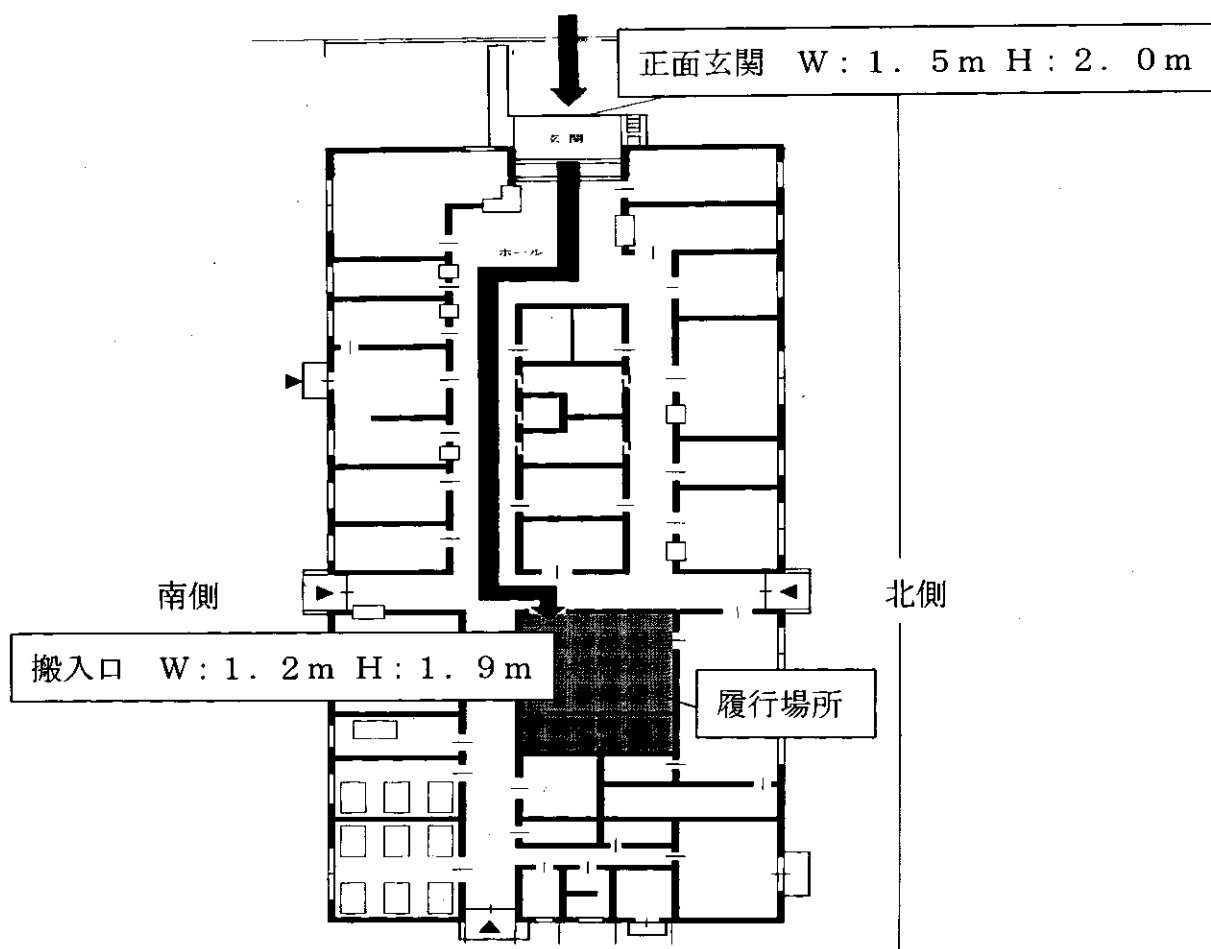
件 名	X線DRシステム（医務室用）の導入
f)	X線平面検出器操作用コンソール架台の設置（別図第2 ④） X線平面検出器操作用コンソール架台（サンワサプライ/RAC269）を設置し、X線平面検出器操作用コンソールを組み入れる。
g)	通信機器用架台の設置（別図第2 ⑤） 通信機器用架台（サンワサプライ/WG-310N）を設置し、ワイヤレス接続用通信機器（CXDI-410C Wireless（官給品）を構成する器材の一つ）を組み入れる。
2.4	動作確認 役務完了後、起動から終了までの一連の動作が正常であることを確認するものとする。
2.5	品質管理・保障 a) 本役務実施中に問題が発生した場合は、官側と協議の上、調整するものとする。 b) 契約相手方は、契約の履行中施設及び装備品等に損害を与えた場合、直ちに監督官に通知するとともに、契約相手方の負担により原状回復を行うものとする。
2.6	官側における支援 作業に必要な電力の使用
3	監督・検査 a) 監督官は、2.4の動作確認をもって確認を行うものとする。 b) 検査官は、4.1提出書類の確認をもって検査を行うものとする。
4	その他の指示
4.1	提出書類 契約相手方は、役務完了後、速やかに導入完了報告書（任意様式）を作成し、官側へ通知するものとする。
4.2	本役務に関わる全ての作業は、契約相手方の負担で行うものとする。作業日時は平日8時15分から17時00分までの間とし、細部は監督官と調整するものとする。
4.3	契約相手方は、作業時の事故防止に万全を期すものとする。
4.4	契約相手方は、この契約により知り得た航空自衛隊に関する情報を漏洩してはならない。
4.5	仕様書の疑義 契約相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官を通じて要求元と協議する。

1 履行場所（航空自衛隊松島基地医務室）



凡例：➡ 移動経路

2 履行場所及び搬入経路（松島基地医務室内レントゲン室）



凡例：➡ 搬入経路

役務履行場所

